

# 認知症高齢者グループホーム運営規程

グループホーム Les 芦屋

(運営規程の目的)

第1条 社会福祉法人千種会が開設するグループホーム Les 芦屋（以下「事業所」という。）が行う介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的、運営の方針)

- 第2条 1 本事業所において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 本事業は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に及び可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、共同生活介護サービスを提供します。
- 3 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 5 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 6 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 グループホーム Les 芦屋
- 2) 所在地 芦屋市川西町 14 番 1 号

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（介護職員兼務）  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2) 計画作成担当者 2名（計画作成担当者・介護職員兼務）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。
- 3) 介護職員 14名（常勤専従 11名、常勤（計画作成担当者等）兼務 3名、）  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得た上、交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第8条 本事業が提供する介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額の自己負担額）とする。但し、次にあげる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- ① 室料
  - ② 食材料費
  - ③ 管理費・共益費
  - ④ 日用品費
  - ⑤ 教養娯楽費
  - ⑥ 理美容費
  - ⑦ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 月の中途における入居又は退居についての料金（室料・食材料費・管理費・共益費）は日割り計算とする。  
また、入院においても日割り計算（食材料費のみで室料・管理費・共益費は除く）とする。

(利用に当たっての留意事項)

第9条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の対象者は、介護保険法上の入居要件を満たしている者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 持ち込みの制限  
入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができない衣類、下着、歯ブラシ、コップ、茶瓶、電気アンカ、その他身の回りの物、ラジカセ等娯楽物（他者の迷惑にならない使用をお願いする。）
- ② 面会  
面会時間 9：00～20：00 ＊ご都合により、それ以外の時間でもかまわないものとする。来訪者は、必ずその都度職員に届け出るものとする。
- ③ 外出・外泊  
外出、外泊をされる場合は、申出を行うものとする。

④ 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記（サービス利用料金表記載参照）に定める「食費」のうち材料費に関しては徴収しないものとする（食費のうち他は徴収する）。

⑤ 施設・設備の使用上の注意

(1) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

(2) 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくものとする。

(3) ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行う。

(4) 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできないものとする。

⑥ 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は禁止する。

⑦ 共同生活

小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

⑧ 危険行為

自傷他害のおそれがないこと。

⑨ 医療的処置

常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第10条 本事業所の介護職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

2 介護職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

3 行政や居宅介護支援事業所等へ、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面（重要事項説明書や同意書）にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(身体拘束)

第11条 本事業者は、サービス提供にあたり、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限せざるを得ない場合は、本人及びその家族に説明し了解を得るとともに、その態様および時間、その際の入居者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 介護職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、介護職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(地域交流)

第17条 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

2) 継続研修 年2回

2 事業所は利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるような介護計画を作成されなければならない。作成に当たっては、その内容等を利用者に説明し、同意を得て交付しなければならない。交付した介護計画書、サービス内容の記録、苦情・事故などサービス提供に係る諸記録は5年間保存しなければならない。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人千種会と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成27年10月15日から施行する。

介護報酬の告示上の額以外に支払を受ける金額

区 分	具 体 的 品 目	金 額
室 料	室 料	240,000 円／月
食材料費	食材料費	45,000 円／月
管理費 共益費	・保守点検費・清掃費等 ・水道光熱費等	60,000 円／月 30,000 円／月
日用品費	紙オムツや尿とりパット等、入居者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要な物。	実 費
教養娯楽費	娯楽施設等の入場料	実 費
理美容費	理美容費	実 費
その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	行政手続き等の各種手続きや通院介助に関する交通費。	施設から 5 k m 未 満 は 無 料 と し、 5k m 以 上 10k m 未 満 に つ い て は 1,000 円、 10k m 以 上 に つ い て は 1 k m 増 す 毎 に 100 円 を ご 負 担 い た だ き ま す。
	歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル	実 費

※「身の回り品として日常生活に必要な物」とは、入居者の日常生活に最低限必要と考えられる物をいう。